

宮崎県移住支援金制度 Q & A

(対象求人登録法人向け)

第1 移住支援金の概要

Q1 移住支援金は、どのような制度ですか。

A1 新しく事業を始めたり、民間事業所に就業するために、県内に移住された方のうち、一定の要件を満たす方の申請に基づき、居住地（移住先）の市町村から移住支援金が支給されます。（法人向けの補助金ではありません。）
なお、移住支援金は、世帯向け100万円、単身者60万円が支給されます。

Q2 移住支援金は、県内すべての市町村で支給されますか。また、支給される人数に制限がありますか。

A2 移住支援金の対象となる移住者の要件（移住元の居住地を含む。）や事業の開始時期は、居住地（移住先）の市町村ごとに異なります。また、支給される人数は、県や市町村の予算措置の状況により上限があります。
移住支援金事業については、令和元年7月下旬以降に、県や事業を開始した市町村のホームページ等で公表されますので、常に最新の情報を御確認ください。

Q3 民間事業所に就業する場合の主な支給要件を教えてください。

A3 民間事業所に就業する場合の主な支給要件は、次のとおりです。
① 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（ふるさと宮崎人材バンク）に掲載している求人であること。
② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
③ 移住支援金の申請日から5年以上転入先の市町村に継続して居住する意思を有しており、かつ、対象事業所に5年以上継続して勤務する意思を有していること。
④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。等

Q4 移住支援金は、いつでも申請できますか。

A4 移住支援金は、県内市町村に移住した日から1年以内に申請する必要があります。また、民間事業所に就業した場合には、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、就業開始後3か月以上経過している必要があります。

Q 5 移住支援金の返還を求められることがありますか。

A 5 移住支援金の受給者は、移住支援金を申請した日から1年以内に離職した場合や5年以内に支給市町村から転出した場合などには、移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。

移住支援金の受給者を採用された事業所におかれましては、早期離職防止に向けた定着支援や、住居の移転を伴う転勤命令の防止等について、御配慮いただきますようお願いいたします。

第2 対象法人の要件について

Q 6 どのような産業分野の求人が対象となりますか。

A 6 全ての産業分野を対象とします。

Q 7 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合も含まれますか。

A 7 含まれます。

Q 8 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

A 8 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合に係わらず出資等している主体が含まれます。なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等であっても対象外となります。

Q 9 対象法人の要件として資本金10億円未満であることが必要とされていますが、社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人についてはどのように判断すればよいですか。

A 9 社会福祉法人については、基本金の額により判断してください。その他の法人で会計制度上、資本金の概念が無い法人については、資本金に準ずる資金が10億円未満かどうかにより判断してください。

Q10 みなし大企業とは、どのような法人ですか。

A10 資本金10億円未満の法人であって、次の要件のいずれかを満たす法人です。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している法人
- ③ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q11 県の条件として、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるとありますが、具体的にどのような取組が必要ですか。

A11 移住者から就業先として選ばれる法人となるためには、給与や福利厚生制度の充実だけでなく、仕事のやりがいづくりや将来のキャリア形成支援のほか、離職防止や職場定着の促進に向けた取組など、それぞれの法人の実情に応じた取組が必要となります。

第3 対象法人・求人の登録申請について

Q12 移住支援金の対象企業・求人の登録はどのようにすればよいですか。

A12 「移住支援金対象法人に係る登録申請書」（以下「法人登録申請書」といいます。）を宮崎県雇用労働政策課（雇用対策担当）に郵送していただきますとともに、県が運営しているマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」において、企業情報及び求人情報を登録してください。

県において、登録された企業・求人情報が移住支援金の要件に合致すると認められた場合には、ふるさと宮崎人材バンクホームページにおいて、「移住支援金対象求人」である旨を表示します。

Q13 既にふるさと宮崎人材バンクに求人情報を登録していますが、移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。

A13 法人登録申請書を県雇用労働政策課に提出してください。

県において、法人登録申請書の内容を確認し、移住支援金の要件に合致すると認められた場合には、人材バンクに登録済みの求人情報に「移住支援金対象求人」である旨を追加で表示します。

Q14 登録料は必要ですか。

A14 法人登録申請及びふるさと宮崎人材バンクへの求人情報等の登録・掲載料は、無料です。

また、市町村から支給される移住支援金についても、法人に金銭的な負担を求めることはありません。

Q15 法人登録申請書には、添付書類が必要ですか。

A15 添付書類は不要です。ただし、県において対象法人の要件を審査する上で疑義が生じた場合には、別途資料の提出をお願いすることがあります。

Q16 移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A16 法人単位での登録をお願いします。

Q17 13桁の法人番号は、どうすれば調べることができますか。

A17 13桁の法人番号は、国税庁の「法人番号公表サイト」で検索することができます。法務局の履歴事項全部証明書に記載されている、会社法人等番号（12桁）とは異なりますので、御注意ください。

Q18 移住支援金の対象法人の登録に有効期間はありますか。

A18 移住支援金の対象法人登録書は、原則として提出していただいた年度の3月31日まで有効です。翌年度の法人登録を希望する場合は、県からの指示に従い、法人登録申請書を提出してください。

なお、本社の移転や資本金の増資等により、対象法人の要件を満たさなくなったときは、すみやかに県雇用労働政策課に申し出てください。

Q19 ふるさと宮崎人材バンクの求人情報に有効期間はありますか。また、期間満了後は自動更新されますか。

A19 ふるさと宮崎人材バンクに登録している求人情報の有効期間は、原則として、登録承認日から3か月となっています。有効期間満了後は、自動更新されませんので、ふるさと宮崎人材バンクにおいて、求人情報の更新処理が必要になります。

（有効期間満了前にメール等で登録更新のお知らせをお送りします。）

Q20 ふるさと宮崎人材バンクには、移住支援金の対象企業・求人情報しか掲載しないのですか。

A20 ふるさと宮崎人材バンクには、移住支援金の対象とならない事業所や求人情報であっても、本県へのU I Jターンにつながる情報であれば、掲載します。

移住支援金の対象とならない契約社員（有期雇用契約）の求人であっても、期間満了後に正社員への登用制度がある場合などには、ふるさと宮崎人材バンクに求人情報を掲載します。

Q21 移住支援金の対象となるのは、ふるさと宮崎人材バンクを通じて就職が決定した方だけですか。

A21 ふるさと宮崎人材バンクにおいて、移住支援金の対象求人として情報を掲載してある必要がありますが、求職者から法人に直接応募があった場合やハローワーク、民間の求人情報会社を通じて応募があった場合も含めて、移住支援金の対象となります。

第4 対象法人の役割

Q22 移住支援金の対象法人は、県や市町村の調査等に協力しないといけないのですか。

A22 移住支援金対象者や市町村から求めがあったときは、就業証明書の発行をお願いします。また、移住支援金の支給見込額や事業効果を確認するため、県や市町村が実施する調査（採用・定着状況調査を含む。）への御協力をお願いします。

Q23 移住支援金の受給者が離職したいと申出がありました。どうすれば良いですか。

A23 移住支援金受給者が、市町村に移住支援金の申請をした日から1年以内に離職した場合には、原則として支給を受けた移住支援金の全額を返還することになります。このため、離職の申出があった場合には、離職前に支給市町村にあらかじめ相談するよう御指導ください。